

○法務省告示第三百十二号

商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百六十条第一項の規定に基づき、次のとおり電子公告調査機関を登録したので、同法第四百七十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十七年六月二十一日

法務大臣 南野知恵子

- 一 登録年月日 平成十七年六月十日
- 二 登録番号 二
- 三 登録を受けた者の氏名又は名称 電子公告調査株式会社
- 四 登録を受けた者の住所 大阪市浪速区元町一丁目七番五号
- 五 登録を受けた者が電子公告調査を行う事業所の所在地 神戸市中央区港島九丁目一番地